

令和四年財務省令第五十七号

溶融亜鉛めつき鉄線に対して課する不当廉売開
税に関する省令（令和四年政令第三百七十二号）
第一項第一号の規定に基づき、溶融亜鉛め
つき鉄線に対して課する不当廉売開税に関する政
令第一項第一号に規定する電気めつきによ
る工程を経て製造した亜鉛めつき鉄線である旨の
証明書の提出に関する省令を次のように定める。

溶融亜鉛めつき鉄線に対して課する不当廉売開
税に関する政令（令和四年政令第三百七十二号）
第一項第一号の規定に基づき、溶融亜鉛め
つき鉄線に対して課する不当廉売開税に関する政
令第一項第一号に規定する電気めつきによ
る工程を経て製造した亜鉛めつき鉄線である旨の
証明書の提出に関する省令を次のように定める。
溶融亜鉛めつき鉄線に対して課する不当廉売
開税に関する政令第一項第一号に規定す
る電気めつきによる工程を経て製造した亜鉛め
つき鉄線である旨の証明書は、その証明に係る
物品についての輸入申告（当該証明に係る物品
について開税暫定措置法施行令（昭和三十五年
政令第六十九号）第十四条第一項に規定する藏
入れ申請等がされる場合（以下「藏入れ申請
の場合」という。）にあつては当該藏入れ申請
等とし、当該証明に係る物品が特例申告に係る
貨物である場合（藏入れ申請等の場合を除く。）
にあつては当該特例申告とする。）に際し税関
に提出するものとする。

附 則

この省令は、公布の日の翌日から施行する。